

地域生活支援拠点等整備事業の進捗について

令和6年3月4日

燕市障がい者自立支援協議会

1. 地域生活支援拠点等の整備とは

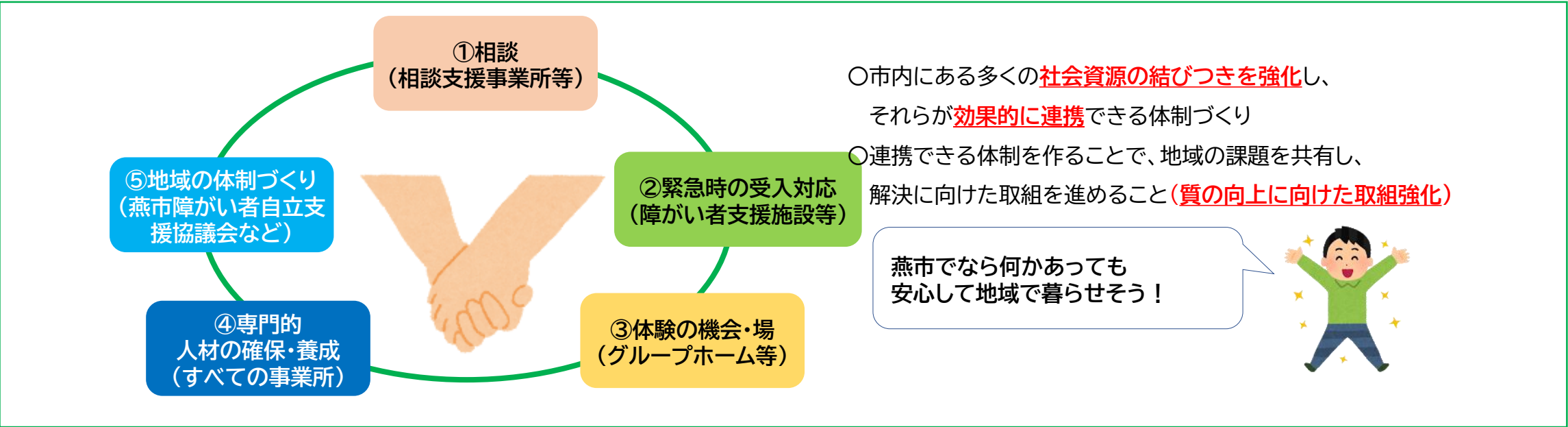
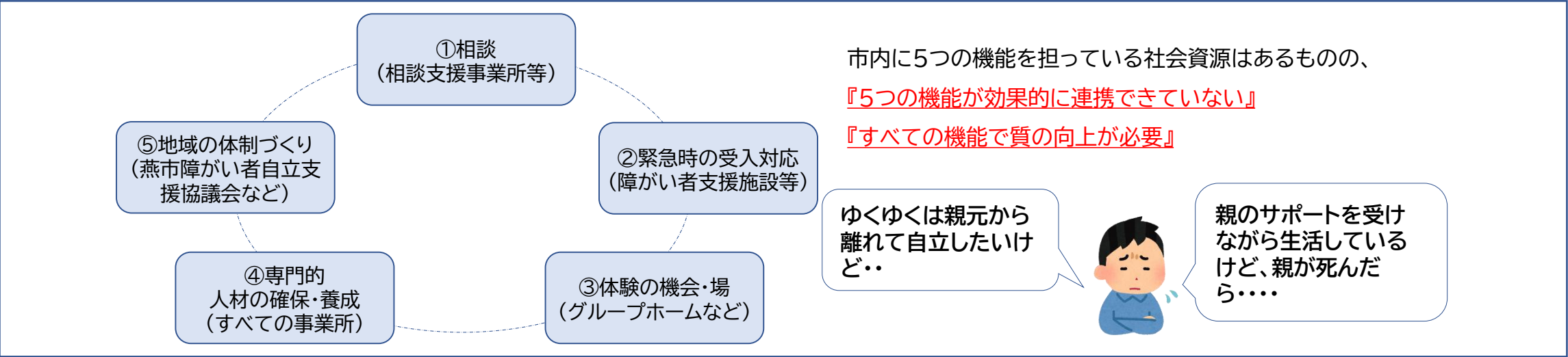
障がい児者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

目的

- 緊急時の相談や短期入所等の受入・対応体制を整備することにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
 - 入所施設や病院、親元からグループホームや一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制の整備。
- (厚生労働省 令和3年度障がい者総合福祉推進事業 『地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引きより』P4より抜粋)

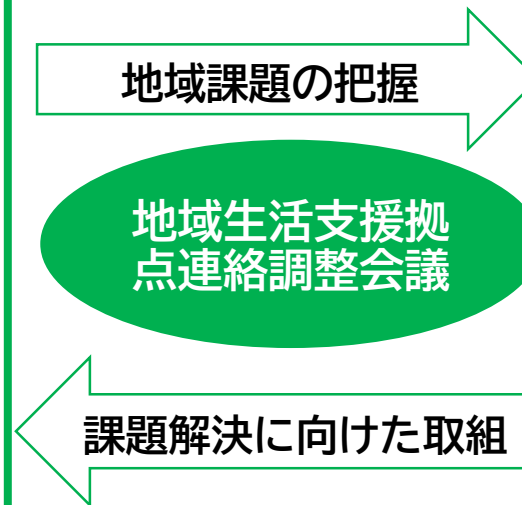
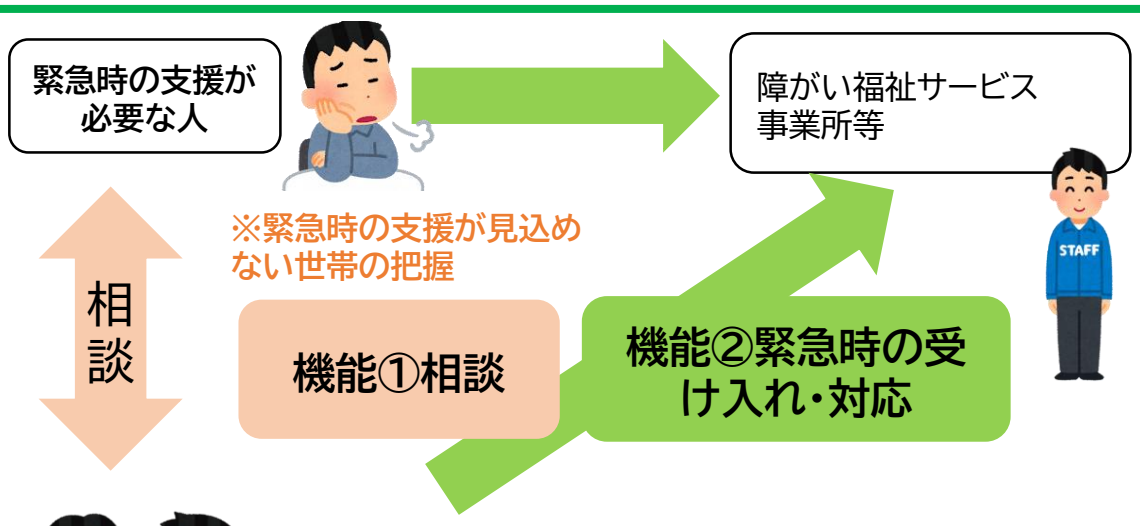
機能	内容
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯の把握や緊急時の迅速・確実な相談支援を実施すること
②緊急時の受入・対応	介護者の急病や障がい児者の状態変化に応じた緊急時に利用できる場所を確保すること
③体験の機会・場	施設や親元からグループホームや一人暮らしの生活の場へ移行するなどの自立に向けた支援をすること
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な人、高齢に伴い重度化した障がい者に対し、専門的な対応が出来る人材を確保すること
⑤地域の体制づくり	様々なニーズに対応できるサービス提供体制を構築すること

2. 燕市における地域生活支援拠点等の整備の考え方

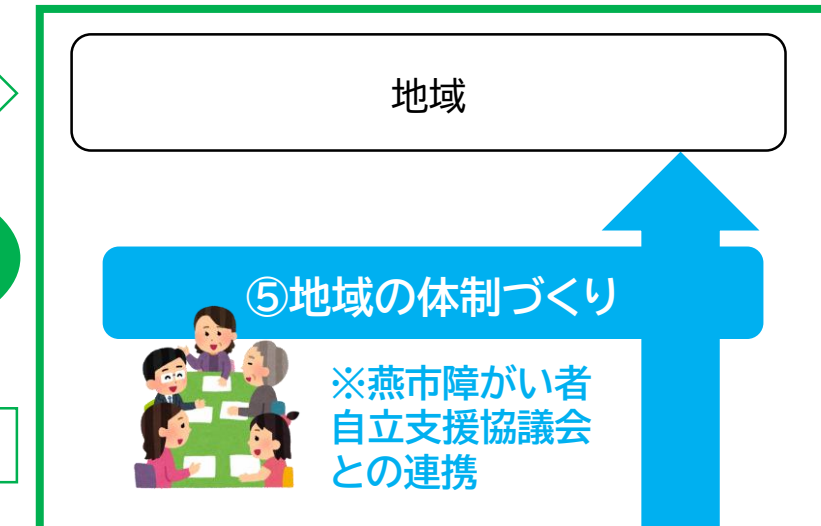


3. 地域生活支援拠点事業(イメージ図)

個別支援



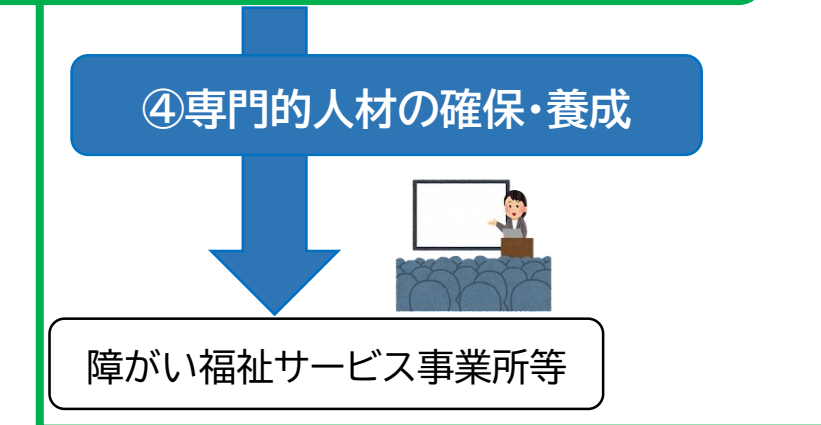
地域づくり支援



地域生活支援拠点コーディネーター
(基幹相談支援センター及び相談支援事業所)⇒中核的な役割を担う



○連携強化
○質の向上



4. 地域生活支援拠点コーディネーター

地域生活支援拠点コーディネーターは、地域生活支援拠点等の運営に関する中核的な役割を担い、燕市障がい者基幹相談支援センターに配置する。また、その業務の一部を相談支援事業所に委託する。

コーディネーターの役割	主な業務内容
個別支援 (①～③の機能)	・緊急時の支援が見込めない者の事前把握 ・夜間・休日にも対応した常時の連絡体制の確保 ・緊急時の支援が見込めない方に対する緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応 ・入所施設・病院から地域生活への移行・継続に関する支援
地域づくり支援 (④、⑤の機能)	・入所施設・病院からの地域移行ニーズの把握 ・地域の体験宿泊先や緊急受入先の確保・開拓 ・専門性を高めるための人材養成研修の企画・実施など ・地域生活支援拠点等の広報・周知

5. 地域生活支援拠点等事業連絡調整会議

燕市では、地域生活支援拠点事業を円滑に運営し、機能の充実を図るために、関係機関等が連携し、協議を行う場として、地域生活支援拠点事業連絡調整会議(以下、「連絡調整会議」という。)を設置します。会議の事務局は、地域生活支援拠点コーディネーターが行います。

【開催回数】 年1回以上

【参加メンバー】 地域生活支援拠点等の登録を受けた事業所、つばめで暮らそう部会委員など

【連絡調整会議での協議内容】

- ①対応に関することを協議するための関係機関・事業所による連携促進に関すること
- ②入所・入院等からの地域移行に関することを協議するための関係機関・事業所による連携促進に関すること
- ③体験の機会・場の確保に向けた取組の実施
- ④地域住民に対する広報・周知活動の実施
- ⑤専門性の確保に向けた取組の実施
- ⑥地域の障がい者等や家族のニーズ、地域の課題の把握
- ⑦燕市障がい者自立支援協議会への報告と協議会等による評価を踏まえた不足する施策・取組・体制等の検討
- ⑧その他地域生活支援拠点等の運営に関すること

6. 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録状況

事業所番号	事業所名	事業の種類	所在地	担う機能					登録日	備考
				①	②	③	④	⑤		
1531300026 1571300019	相談支援事業所はばたき	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市道金1160番地	○	○	○	○	○	R5.4.1	
1531300018 1571300035	地域生活支援センター やすらぎ	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市吉田大保町25番 15号	○	○	○	○	○	R5.4.1	
1511300020	つばくろの里	短期入所	燕市横田13604番地		○		○	○	R5.4.1	障がい者虐待防止対策 における一時保護のため の居室の確保にかかる 協力施設
1531300059	相談支援事業所つばくろ	特定・一般相談支援	燕市横田13604番地	○	○	○	○	○	R5.4.1	
1531300042 1571300050	相談支援センターアリス	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市桜町5番地	○	○	○	○	○	R5.4.1	
1511300111	指定障害福祉サービス事業所 トム・ソーヤ	就労継続支援B型	燕市桜町5番地			○	○	○	R5.4.1	
1531300034 1571300027	相談支援事業所ひまわり	特定・一般相談支援 障害児相談支援	燕市吉田大保町25番 15号	○	○	○	○	○	R5.4.1	
1591300304	小規模多機能センターひまわ り	基準該当短期入所 基準該当生活介護	燕市吉田大保町25番 15号		○		○	○	R5.4.1 R5.5.1(追加)	
1521300051	にじいろハウス	共同生活援助	燕市吉田7368番地		○	○	○	○	R5.9.1	緊急受入セーフティ ネット事業登録
1511300285	燕北地域生活支援センター	就労継続支援B型	燕市小牧486番地1		○		○	○	R5.10.1	緊急受入セーフティ ネット事業登録
1511300038	夢工場つばめ	就労移行支援 就労継続支援B型 就労定着支援	燕市横田13572番地3		○	○	○	○	R5.10.1	
1521300069	なごみ庵	共同生活援助	燕市水道町4丁目3番14号		○	○	○	○	R5.11.1	緊急受入セーフティ ネット事業登録

7. 地域生活支援拠点等の機能を担う市外の事業所(kintoneのアカウントを付与)

事業所番号	事業所名	事業の種類	所在地	備考
1510100371	かたくりの里	短期入所 生活介護 施設入所支援	新潟市西蒲区橋本88-1	障がい者虐待防止対策における一時保護のための居室の確保にかかる協力施設
1510400201	桃梨園	生活介護 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練 短期入所(空床利用型)	三条市大島5147番地	
1515200010	やひこの里	短期入所 生活介護 施設入所支援	西蒲原郡弥彦村大字麓6958番地	障がい者虐待防止対策における一時保護のための居室の確保にかかる協力施設

8. ①相談

燕市の考え方

地域生活支援拠点コーディネーター(以下、「コーディネーター」という。)を、燕市障がい者基幹相談支援センターに配置します。

コーディネーターは、「緊急時の支援が見込めない世帯の把握」に努め、必要に応じて相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所と連携して、必要に応じて緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや調整を図ります。

しかし、すべての相談をコーディネーターが受けるわけではなく、これまで通り連絡を受けた関係機関(相談支援事業所など)で対応が可能であればそのまま対応することとなります。緊急性の高い相談で、連絡を受けた関係機関では対応しきれず、短期入所等の緊急対応が必要な場合は、コーディネーターへ連絡します。

(1)緊急時の支援が見込めない世帯

「本人の状況」及び「家族等の状況」が複合して、障がいのある人に対する緊急時の支援が見込めない世帯のこと。

本人の状況(例)	家族等の状況(例)
・単身生活者 ・障がい福祉サービス等の利用が必要だが、利用がない ・生活面や社会面での課題がある ・障がいの程度が重く、単身になった場合、自立した生活が困難	・同居する家族の支援力が弱い(病気や高齢など) ・同居する家族がいるが、支援が難しい ・同居する家族がいるが、虐待の疑いがある

(2) 緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握

①事業の周知



地域生活支援コーディネーター等

※事業周知用チラシを作成し、関係機関へ説明。

警察

民生委員

医療機関

地域の
相談機関



②世帯の事前把握



警察

民生委員

医療機関

地域の
相談機関



地域生活支援コーディネーター等



④障がい福祉サービス利用のコーディネート等



障がい福祉サービス利用のコーディネート
⇒2 緊急時の受入・対応機能へ

障がい福祉サービス以外の制度への
つなぎや調整

危機的な状況を想定した対応策の検討(ク
ライシスプランの作成など)



2 緊急時の受入・対応機能との連携

③世帯の情報登録

地域生活支援コーディネーター等



クラウド(kintone)上に
情報登録
⇒情報共有の効率化



情報登録の同意
(様式「利用者情報登録シート兼個
人情報の取扱いに関する同意書」)



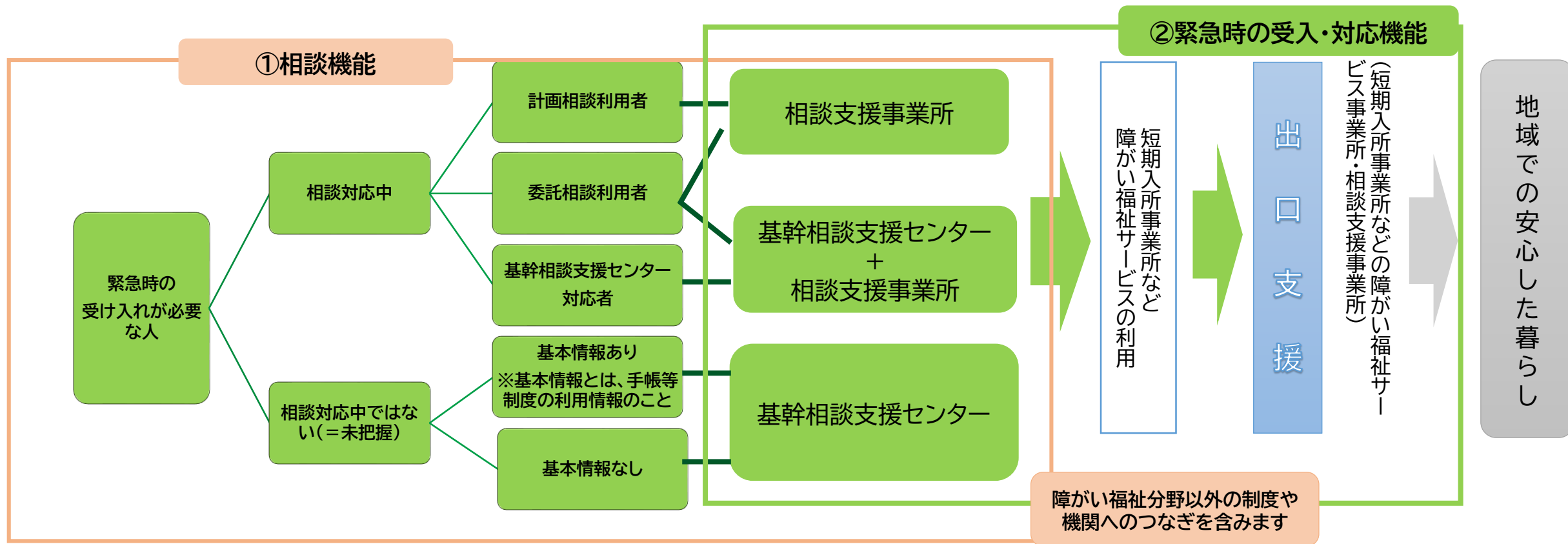
9. ②緊急時の受入・対応

燕市の考え方

○障がい福祉サービスの利用を活用した緊急受入体制の整備を進めます。短期入所を活用した緊急受入体制の整備を進める上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受入や医療機関への連絡など必要な対応を行います。 障がいのある人の状態に応じては、短期入所だけではなく、訪問系サービスを利用するなど適切な対応を行います（障がい支援区分のない人も含めて）。

○緊急時の受け入れ体制の整備に向けて、短期入所を提供する近隣の障がい者支援施設などに積極的に働きかけを行うとともに、短期入所事業等の空き状況を把握し、拠点コーディネーター・相談支援事業所と情報共有します。

○緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握（地域生活支援拠点等の相談機能）し、早めに障がい福祉サービスなどの必要な支援・サービスにつなげることで緊急事態に陥る前に対応できるように努めます。



緊急時の受入・対応の流れ

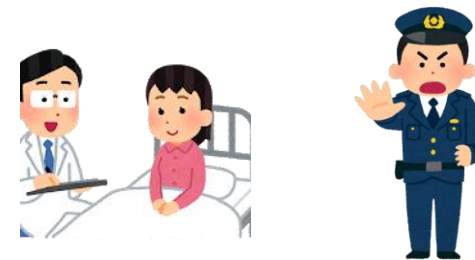
緊急性が高い状況
○生命に関わる
○介護者がいない
○虐待の疑い など



地域生活支援拠点等事業での対応が難しい

【例】

- 本人が多量服薬など自殺未遂した ⇒ 医療機関
- 精神症状が悪化した ⇒ 医療機関
- 本人が暴れており、家族等で制止ができない ⇒ 警察



地域生活支援拠点等事業での対応が望ましい

【例】

- 親が緊急入院し、自宅で一人になった
- 怪我などで一人暮らしが困難になった
- 虐待が発見され、すぐに保護が必要



状況をお聞きしながら、必要な支援と一緒に考え、コーディネートします。

クラウドサービスを活用して、支援に必要な情報などを共有

本人の状況等に応じた支援・障がい福祉サービスのコーディネートなど

短期入所等の利用

※利用実績や体験利用したことがあるがあるとスムーズ！
※短期入所以外の多様な社会資源を活用する『緊急受入セーフティネット事業』を創設。

居宅介護などの利用調整

訪問・電話等での相談支援

地域のインフォーマルな社会資源の活用

【例】配食・配達サービス、ホテルなど

記録は、様式『地域生活支援拠点等整備事業 対応報告書』

緊急受入セーフティーネット事業

緊急時の受入・対応機能を強化するため、『短期入所の指定がないが、緊急時の受入が可能な体制・設備がある事業所』を活用できる事業として創設。例)グループホームの空き室、浴室など必要な設備がある日中活動系サービス事業所など

○対象者

市内に住所を有する者又は居住地特例該当施設への入居等前に市内に住所を有した者とし、次の各号のいずれかに該当する障がい者等であって、緊急一時的な宿泊の提供が必要と市長が認めたものとする。

- (1) 障がい者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律。以下、「障がい者虐待防止法」という。)第7条の規定による通報または第9条の規定による届け出があり一時保護が必要と認められる者
- (2) 障がい者虐待防止法第14条の規定による一時保護が必要と認められる者
- (3) 障がい者等の介護者が死亡した場合
- (4) 障がい者等の介護者が疾病にり患し、又は受傷することにより、当該障がい者等の介護が出来ない状態となった場合
- (5) 障がい者の状態変化等により、居宅生活が困難であると認められる場合
- (6) その他市長が必要と認める場合

○給付費

サービス名	内容	1日あたりの単価(税込み) ※短期入所(区分6)の基本報酬・加算(緊急受入加算、定員超過特例加算)	
緊急受入セーフティーネットサービス費(Ⅰ)	日中と夜間	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障がい福祉サービスに要する費用の額の算定に要する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に基づき算定した額	11,330円 (受入日から7日以内が算定対象)
緊急受入セーフティーネットサービス費(Ⅱ)	夜間のみ	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障がい福祉サービスに要する費用の額の算定に要する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に基づき算定した額	8,190円 (受入日から7日以内が算定対象)

令和5年度の実績(相談)

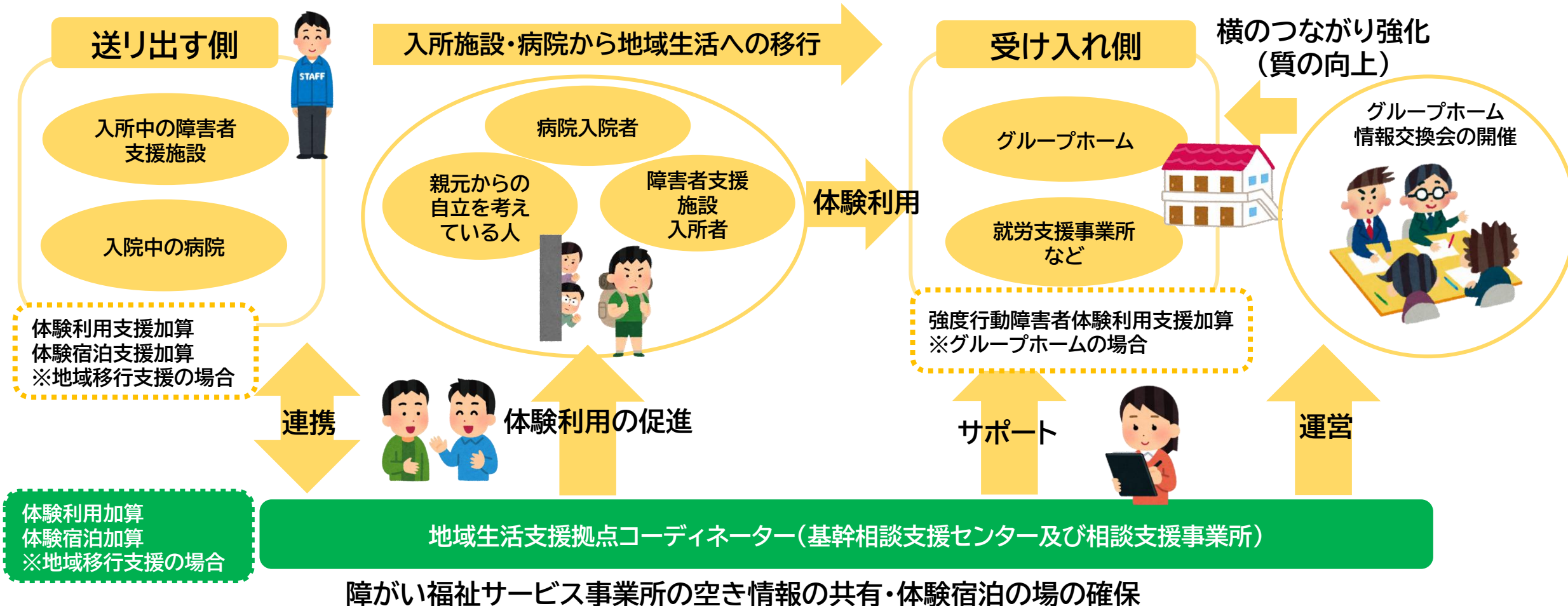
令和5年度の実績(緊急時の受入・対応)

N o	年代	障がい種別	登録が必要な状況	緊急時の受入・対応
1	40代	知的	60代後半の母と2人暮らし。触法ケース。母に持病があり、介護者としての支援力が低い。	○同居の母が糖尿病で緊急入院。 ○本人、母親の意向を受け、泊まれる場所を緊急調整。 ○本人の利用している就労継続支援B型事業所とも協力し、本人の受診先が近い短期入所事業所を調整。 ○母親が退院するまでの間3～4週間を利用。
2	20代	知的・身体	母、叔父、祖母、兄弟との5人暮らし。過去に虐待通報あり。母に精神疾患あり。家族トラブルが頻発。	
3	60代	精神	90代の母と2人暮らし。長年のひきこもりケース。母以外の人とほぼ話すことができず、コミュニケーション等に課題有。	
4	60代	知的	公営住宅で独居生活。後見制度の利用有。近隣住民等とトラブルが多発。構音障がい、身体能力の低下等が見られ、日常生活の全般において支援が必要。	
5	60代	知的・精神	80代の認知症の母と2人暮らし。(母は入院中)不安時には本人より相談支援事業所へ頻回連絡有。	
6	20代	精神・発達	母、兄弟と4人暮らし。家族にも精神障がい等があり家族トラブルが絶えない。本人は過去に自殺未遂歴有。	○家族間のトラブルにより、不穏に。相談支援事業所が同行して、緊急受診。 ○主治医から、入院は不要だが、家族と離れて過ごせる環境が必要との指示。 ○短期入所の調整がつかず、緊急受入セーフティネット事業を活用してグループホームへ。 ○グループホームで4日間を過ごし、短期入所事業所へ移る。 ○現在は、自立生活訓練を利用し、1人暮らしへの移行を目指している。

10. ③体験の機会・場

燕市の考え方

- 共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用が促進されるよう市内の障害福祉サービス事業所などの空き状況を定期的に情報共有できる体制をつくります。
- また、共同生活援助事業所間の連携やサービスの質の向上に向けて、事業所同士の情報交換の機会を設けます(事務局:コーディネーター)。
- 一人暮らしの体験の機会については、地域移行支援事業所と連携して、体験宿泊の場の確保を進めていきます。



令和5年度の実績(体験の機会・場)



○グループホーム情報交換会

	日時	参加事業所	会場	内容
第1回	令和5年8月29日 午後1時30分～3時	6事業所	市役所102会議室	☐ 燕市地域生活支援拠点等整備事業について ☐ 燕市緊急受入セーフティネット事業について ☐ 情報交換 ・利用者同士のトラブル ・休日の職員配置 など
第2回	令和5年11月27日 午後1時～2時30分	8事業所	なごみ庵 (グループホーム)	☐ 各事業所の特徴や空所状況、利用者の状態像(障がい種別等)について ☐ 各事業所の行事やレクリエーション活動等について ☐ 受診同行等、利用者支援の状況について

○障がい福祉サービス事業所の空き情報の共有

相談支援専門部会の取組として、相談支援事業所が分担して月1回実施

(対象事業)

- ・就労継続支援A型、B型、就労移行支援
- ・共同生活援助
- ・放課後等デイサービス
- ・児童発達支援

燕市障がい福祉サービス事業所 空所状況等把握シート

別紙1
相談支援専門部会

このシートは市内の相談支援事業所の情報共有のためのシートです。

【目的】 ①相談支援専門員が計画相談支援業務を円滑に進めるため。
②障がい福祉サービス事業所の業務負担の軽減と連携強化の

【運用ルール】
・毎月25日(休日(土日、祝日)の場合は前日)に担当の相談支援事業所(※「別紙2」分担表参照)より障がい福祉サービス事業所にメールや電話等にて状況確認をします。(シートは月1回の更新となります)
・障がい福祉サービス事業所は下記データに変更が無いかどうかご確認ください。
・このシートはあくまで相談支援事業所の情報共有の一環のためのシートとなりますので、利用相談等、詳細については各サービス事業所へ直接お問い合わせください。

【対象サービス】 ※燕市障がい福祉サービスガイドブック掲載の事業所を記載しています。
・就労継続支援A型・B型、就労移行支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス

No	事業所名	事業種別	定員	障害種別	空所状況の有無	空き人数(空所の割合)	募集の有無	待機者数	送迎の有無	送迎車両(空車の割合)	最終確認日	備考欄
【就労系事業所】												
1	就労支援センター	就労継続支援B型	20	身体、知的、精神					有			
2	あったかハート	就労継続支援A型	20	身体、知的、精神					無			
3	トム・ソーヤ	就労移行支援	6	精神、知的					無			
		就労継続支援B型		精神、知的					有			
4	トムの家	就労継続支援B型	6	身体、知的					有			
5	ふたばの森	就労移行支援	6	知的					無			

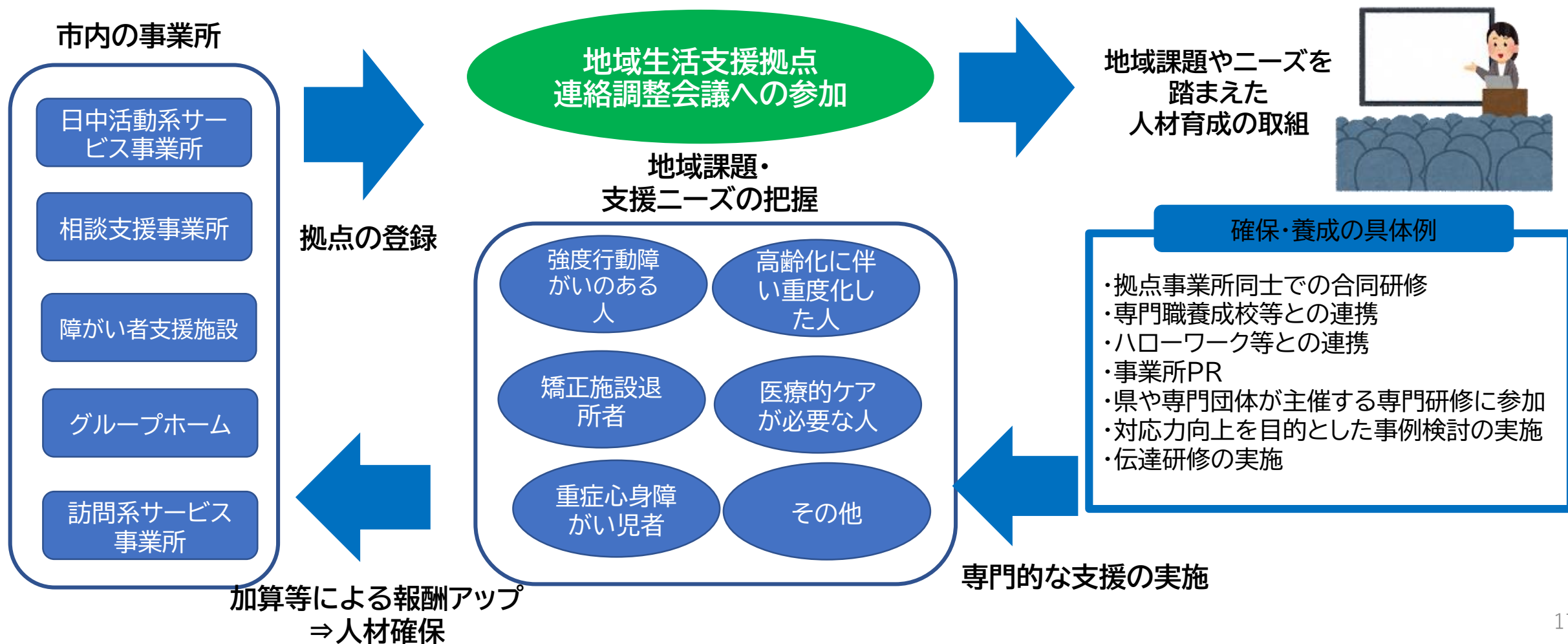
取組	目的	方法	内容	結果・課題	今後
福祉施設からの地域移行に係る実態把握調査	施設入所者への支援の現状と地域移行に向けた課題等の把握を行うため。	対象： 燕市内で計画相談支援を実施する相談支援事業所の相談支援専門員 方法： 調査票を用いて対象者に関する情報を抽出	入所者の基本情報のほか、入所要因や対処阻害要因、地域移行が可能と考えられる条件、相談支援専門員が行っている取組について。	◆入所者の高齢化・長期化 ◆地域で行動上の問題を抱える方を家族や地域がサポートすることが困難＝施設入所以外の受入先が無い。 ◆(本人・家族・支援者ともに)地域生活のイメージが持てない、地域生活を送る上でのメリットが感じられない。 ◆計画相談支援事業所が本人や家族と関わりを持つ機会が少ない。 ◆支援者の地域移行に関する意識・知識不足。	「実態把握調査」の継続 (対象) 相談支援専門員以外の支援者(障がい者支援施設の職員、障がい福祉サービス事業所の職員等)を対象とした調査の実施。 (内容) 施設入所者に関する支援や地域移行に関する取組・課題について
強度行動障がい児者に関する状況把握調査	強度行動障がい児者に関する必要な支援を検討するにあたり、まずは実態把握を進める必要があるため。	対象： 市内で計画相談支援、障がい児相談支援を実施する相談支援事業所の相談支援専門員 方法： 調査票を用いて対象者に関する情報を抽出	「行動関連項目」、「強度行動障害児支援加算確認票」の点数・スコアにより一定の点数以上となる人を抽出。	◆強度行動障がいがあると思われる方(計画相談支援利用者のみ)は、40代が一番多く、また20～30代の若い年代の方の割合も多い。 ◆施設入所、生活介護のほか、就労継続支援B型等を利用しながら、地域生活をしている方もいる。 ➡対象者の具体的な課題の把握や本人、支援者側の課題の把握も必要。	「状況把握調査」の継続 福祉施設からの地域移行に係る調査を継続する中で、家族や地域の支援者が強度行動障がいのある方に対しどのような対応を行っているのか、どのような支援ニーズがあるのか等を把握していく。



11. ④専門的人材の確保・養成

燕市の考え方

- ・人材育成には高い専門性が必要となり、市町村単独では限界があるため、県と連携した取組を進める。
- ・専門的人材の育成・確保に取り組むことを市内事業者が「地域生活支援拠点等の指定を受ける条件」とする。
⇒具体的には、事業所において研修計画を立て、専門的人材の育成に向けた取組を行うこと。



令和5年度の実績(専門的人材の確保・養成)

○研修会の開催

【テーマ】

『クライシス・プラン』について

【内容】

- ①講義演習
- ②フォローアップ(作成したクライシスプランへの助言)

【日時】

- ①令和5年6月2日 13:30～15:00
- ②令和5年9月15日 13:30～15:00

【講師】

臨床心理士 野村照幸 様
(独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター副心理療法室長)

【参加者】

- ①17名
- ②13名

クライシス・プランとは

クライシス・プランの定義

クライシス・プラン(CP-J)とは

対処や支援を
「見える化」する

安定した状態の維持、また病状悪化の兆候が見られた際や

病状悪化時の自己対処と支援者の対応について

病状が安定している時に合意に基づき作成する計画

CP-JとはCrisis Plan – Japanese versionの略です

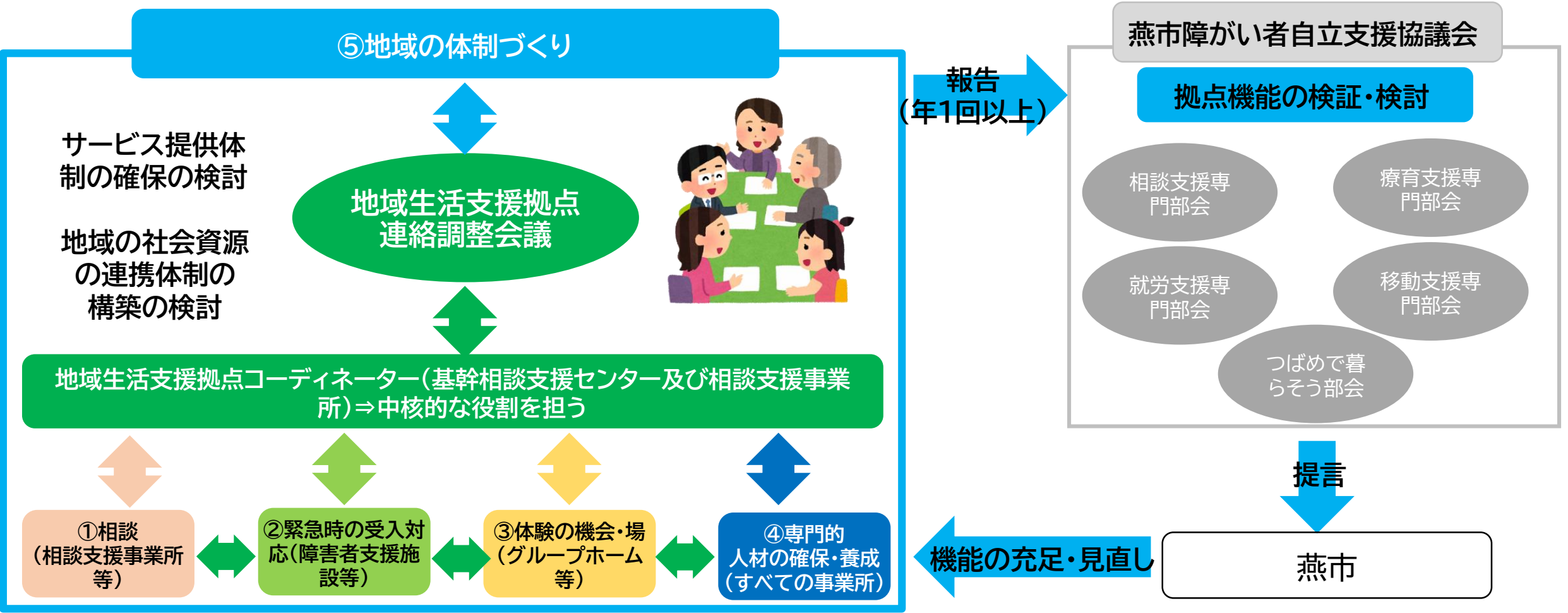
引用:クライシスプラン・プランについて,野村 照幸,2023.5.29令和5年度
地域生活支援拠点等整備事業に関する研修会

状態	自分で気づける状態	周囲が気づける状態	●●さんが行う対処	家族・支援者が行う対応
安定した状態				
注意状態				
要注意状態				
病状悪化時の希望			注意ストレスと ストレス対処	

12. ⑤地域の体制づくり

燕市の考え方

- ・地域生活支援拠点事業を円滑に運営し、機能の充実を図るために、関係機関等が連携し、協議を行う場として、連絡調整会議を設置する。(年1回以上)
- ・燕市障がい者自立支援協議会とも連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築などの検討を進めるとともに、拠点システムの運用状況についても燕市障がい者自立支援協議会で検証及び検討を行う。



令和5年度の実績(地域の体制づくり)

	日時	参加事業所	会場	内容
第1回	令和5年5月25日 午後2時～午後4時	7事業所 (17人)	燕市中央公民館 3F 中ホール	☐ 地域生活支援拠点等整備事業におけるクラウドシステムの利用について ☐ 「相談管理・世帯管理アプリ クラウドシステムキントーン」について 説明者：富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)
第2回	令和6年1月18日 午後1時30分～ 午後3時30分	24事業所 (40人)	オンライン	☐ 燕市地域生活支援拠点等整備事業及び 燕市緊急受入セーフティネット事業の実施状況等 について ☐ 福祉施設からの地域移行に関する取組について ・基幹相談支援センターによる調査の報告 ☐ 強度行動障がい児者に関する取組について ・基幹相談支援センターによる調査の報告 ☐ グループワーク テーマ:「専門的人材の確保・養成と地域の体制づくりについて」 (1)「緊急時の受入・対応」に関して (2)「体験の機会・場」に関して

13. 次年度に向けて

機能①相談

○緊急時の支援が見込めない世帯の把握の強化

機能②緊急時の受け入れ・対応

○支援のスキルアップに向けた研修の開催

機能③体験の機会・場

○強度行動障がいに対応可能な専門的人材の確保・養成に向けた研修の開催

機能④専門的人材の確保・養成

○専門的人材の確保・養成にかかる研修の開催(再掲)

機能⑤地域の体制づくり

○地域生活支援拠点等の整備と地域づくりに関する研修の開催
○登録事業所の増加に向けた取組の強化